

近松シンボルマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「近松のまち・あまがさき」を広く周知させるための近松シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別図のとおりとする。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、尼崎市に帰属する。

(使用の承認)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、申込は不要とし、目的及び使用方法を市長に通知することとする。また、個人的かつ非営利目的で使用するときはこの限りではない。

- (1) 尼崎市及びその外郭団体が使用するとき
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 市内の住民組織が地域活性化の目的で使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

2 市長は、使用申込があった場合、その内容が次に該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 尼崎市の魅力を発信し、尼崎を好きな人を増やすというシティプロモーションの趣旨に反するとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき。
- (5) その他、市長が使用について不相当と認めたとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

4 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、近松シンボルマーク使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、使用の承認をするときは、近松シンボルマーク使用承認書（様式第2号）により、使用を不承認とするときは、近松シンボルマーク不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規程により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長にその内容を届け出なければならない。

(遵守事項等)

第6条 シンボルマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途以外で使用しないこと。
- (3) 市の品位を傷つけないこと。
- (4) 不当な利益を得るために利用しないこと。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 第三者に譲渡、転貸しないこと
- (8) シンボルマークを使用した物品等には「近松のまち・あまがさき」との表記を付すこと。
- (9) シンボルマークを使用した物品等の商品名に「近松のまち・あまがさき」を表記しないこと。
- (10) シンボルマークを使用した物品等の完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、その写真をもって代える。
- (11) 使用期間は承諾の日から2年以内とする。
- (12) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第7条 市長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又は承認時の条件に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 使用者は、承認が取り消されたときは、速やかにシンボルマークの使用を中止しなければならない。
- 3 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。